

第41回公開セミナー議事概要

平成28年5月31日
競争政策研究センター事務局

- 1 日時：平成28年4月22日（金） 14：00～16：00
- 2 場所：イイノカンファレンスセンターRoomA（東京都千代田区内幸町 2-1-1）
- 3 参加者数：128名
- 4 議事次第
 - (1) 開会の辞（14：00～14：05）
岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授
 - (2) 基調講演（14：05～14：20）
「課徴金減免制度導入後の10年の成果と今後の在り方」
山田昭典 公正取引委員会事務総局審査局長
 - (3) 講演・コメント（14：20～15：40）
川合弘造 西村あさひ法律事務所弁護士
和久井理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授
 - (4) 質疑応答（15：40～15：55）
 - (5) 閉会の辞（15：55～16：00）
岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授
- 5 質疑応答の概要
各講演者からの講演・コメントの後、講演者とフロアとの間で、大要以下の
とおりの質疑応答がなされた。

（質問者1）課徴金減免制度の導入の目的として、①現存しているカルテル等の
発見の容易化と②企業の法令順守意欲の向上によるカルテル等の予防
の2つがあったと理解しているが、この10年間で、②について効果が
上がったと考えているか。

（川合弁護士）新規のカルテルの形成の予防と言う意味では、顕著に課徴金減免
制度による予防効果があったと考えている。新興国や途上国企業の絡
むカルテルや地方の小規模な入札談合は今でも起きているかもしれな
いが、少なくとも過去にみられたプラントや大型建設工事に関わるカ
ルテルのような大規模な入札談合は減少の傾向にあると思う。

（質問者2）企業が課徴金減免の申請を行うに当たり、例えば、カルテルによる
利益と、カルテル破り・課徴金減免申請による利益を比較衡量するなど

して、判断するものなのか。

(川合弁護士) 個々の現場の営業担当者が、これまでの慣習を維持したり自身の働く部署を守るためという理由でカルテル・談合を行うことはあり得るかもしれない。しかし、例えば、上場企業の経営者であれば、カルテルの存在を認識した場合、減免申請をしないリスクが大きいいため、通常はこれを放置せず申請を行うと考えられる。

(質問者3) 現在、公正取引委員会において、裁量型課徴金制度の導入を含む課徴金制度の見直しが検討されているところ、これについてどのように考えるか。

(川合弁護士) 行政制裁金に裁量が入ったとしても、当局が自由裁量によって課徴金額を決定するのではなく、ガイドラインを事前に公表し、それに従って算定することとなる。それらの運用が、衡平・公正であれば大きな問題とはならないと考える。

特に、調査協力に基づく課徴金減額については、当該協力の内容がどの程度実態解明に資するののかという観点から整理すべきであり、証拠や報告書の提出といった適切な協力に対する減額の程度が適当であれば、証拠等を出せば出すほど実態解明が進むというような、運用につながるのではないかと思う。

勿論、裁量の範囲が広ければ、過去のEUでみられたように訴訟も提起されるだろうし、実際にも、訴訟において減額が認められる例も多かった。その意味では、訴訟提起を抑制するためという理由で、裁量型課徴金制度を導入すればよいというわけではない。この点に関しては、EUのように和解手続の導入も含めて検討すべきだろう。

ただし、日本における裁量型課徴金制度の是非については、弁護士の間でも相当の意見の相違がある。

(和久井教授) 裁量型課徴金制度の導入は、公正取引委員会が今よりも柔軟に個別の事情に即した算定が行える点で良いことだと思う。また、引き続き、事後的に司法審査による統制を受けるので、特段の問題は生じないのではないか。

今後は、課徴金減免制度も含め、弁護士が企業の従業員から情報を聞き取り、自発的に公正取引委員会に報告するというような、自然に協力のメカニズムを内包する仕組みとなれば良いと思う。

以上